



福島県における 後発医薬品安心使用促進事業の 取り組みについて

福島県保健福祉部薬務課



1. 特色

福島県は東北の玄関口と言われ、奥羽山脈と越後山脈に挟まれた日本海側の「会津地方」、阿武隈高地と奥羽山脈に挟まれた「中通り」、太平洋と阿武隈高地に挟まれた「浜通り」の3つの地域に分かれている。

「会津地方」は全般的に起伏の大きな山地が占める地方で、北部を「会津」、南部を「南会津」として2つのエリアに分かれている。「会津」は大河ドラマ「八重の桜」の主人公「新島八重」を始め、白虎隊など歴史的な名所に恵まれており、観光産業が盛んである。「南会津」は美しい自然と豊かな森林・水資源があり、四季を通して多くの観光客が訪れている。

「中通り」は県の中央に位置し、北部を「県北」、中部を「県中」、南部を「県南」として3つのエリアに分かれている。「中通り」は交通の便が良く、商業や工業が盛んに行われているため、人口密度が高く、医療機関も多い。

「浜通り」は太平洋に面しており、北部を「相双」、南部を「いわき」として2つのエリアに分かれている。小名浜港や相馬港などを中心に漁業が盛んな地域であったが、平成23年の東日本大震災の影響により、多くの県民がふるさとを離れている状況が今なお続いている。



2. 現状

平成29年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、2020年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とすると定められた。平成31年3月時点における本県のジェネリック医薬品使用割合は78.1%であり、全国平均77.7%をやや上回っているが、全国順位は32位であり、東北最下位となっている。しかし、伸び率は昨年同時期より5.1%上昇し、全国6位となっている。



地域別に見ると、「会津地方」及び「中通り」においては、一部のエリアを除き、ジェネリック医薬品の使用割合は80%を超えているが、エリア別に見ると、「南会津」及び「浜通り」の使用割合は70%台前半にとどまっており、地域格差が顕著である。

3. 課題

福島県のジェネリック医薬品使用割合を2020年9月までに80%以上とするためには、地域格差の解消が必要不可欠である。ジェネリック医薬品使用割合の低い地域は「南会津」及び「浜通り」であるが、「南会津」では医療機関数が少ないことに加え高齢者が多く、ジェネリック医薬品に対する不安や不信任感が根強く残っている。一方で、「浜通り」では、原発事故を受け医療費が無料となっていることもあり、先発医薬品を選択する患者が多い傾向にある。いずれの場合においても、ジェネリック医薬品の有効性及び安全性を患者に理解してもらうことが必要であり、そのためには医師の理解と協力が極めて重要である。

4. 取り組み

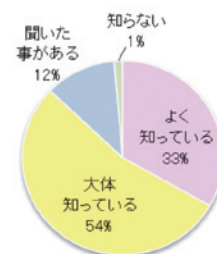
福島県では、平成20年度に医療関係者や保険者、学識経験者、消費者等を委員とした「福島県後発医薬品安心使用促進協議会」を設置し、ジェネリック医薬品の使用状況の把握や課題の整理を行い、県民及び医療関係者が安心してジェネリック医薬品を使用できる環境整備を推進してきた。具体的な取り組みとしては、医療従事者向けの研修会、一般県民向けの出前講座、アンケート調査、ジェネリック医薬品の製造工場見学、「後発医薬品採用基準調査／後発医薬品採用品目リスト」の作成、新聞での広報等を実施している。アンケート調査では、病院、診療所、薬局、県民と毎年対象を変えて、ジェネリック医薬品の使用状況等についての調査を行っている。

(1) 一般県民向けアンケート調査結果

平成29年度に実施した一般県民を対象としたアンケートでは、対象者500名に対して365名の有効回答を得ることができた。ジェネリック医薬品への認知度については、「よく知っている」、「大体知っている」の回答を合わせて90%近いことが分かった。(図1)

【図1】

問1.「ジェネリック医薬品」のことについてご存知ですか。

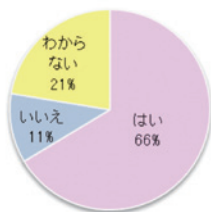




一方、ジェネリック医薬品の交付を受けたいと回答した県民は 66%にとどまっている。(図2) ジェネリック医薬品の交付を受けたくない理由としては、効果や品質に対する不安が 80%近くであることが明らかになった。(図3)

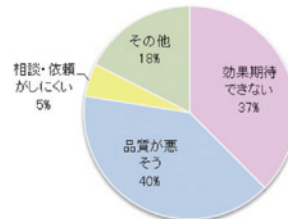
【図2】

問2. 医療機関や薬局において、「ジェネリック医薬品」の交付を受けたいと思いませんか。



【図3】

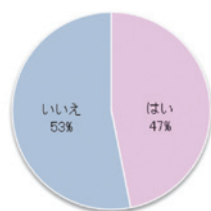
問3. 【問2で「いいえ」とお答えいただいた方】「ジェネリック医薬品」の交付を受けたくない理由は何ですか。



また、先発医薬品からジェネリック医薬品への変更を依頼したことがある県民は 47%にとどっており、アンケート対象のうち半数以上がジェネリック医薬品への変更を依頼したことがないことが示された。(図4) 理由としては、品質や効果、安全性への不安が多く挙げられたが、それ以上に変更を依頼できることを知らない県民が多いことが分かった。(図5) これらの結果から、ジェネリック医薬品が先発医薬品と同等の効能効果があることや、希望すればジェネリック医薬品の交付が受けられることなどの周知が十分でないことが明らかになった。

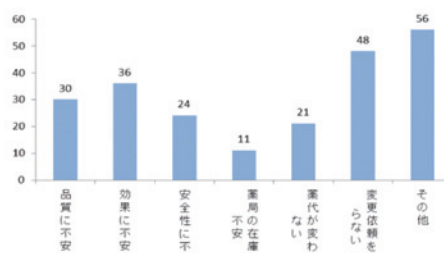
【図4】

問4. 医療機関や薬局において、先発医薬品から「ジェネリック医薬品」への変更を依頼したことがありますか。



【図5】

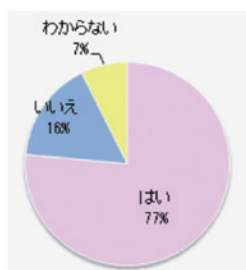
問5. 【問4で「いいえ」とお答えいただいた方】先発医薬品から「ジェネリック医薬品」へ変更を依頼したことがない理由は何でしたか。



一方で、ジェネリック医薬品を交付されて使用したことがある県民の 90%以上がジェネリック医薬品を今後も使用したいと回答しており、ジェネリック医薬品への抵抗がない県民は今後もジェネリック医薬品を使用したいと考えていることが明らかになった。(図6、7)

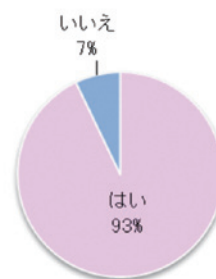
【図6】

医療機関や薬局で「ジェネリック医薬品」の交付を受けて使用したことがありますか。



【図7】

【問6で「はい」とお答えいただいた方】「ジェネリック医薬品」を今後も使用したいと思いますか。





以上のことから、ジェネリック医薬品の使用割合を向上させるためには、医療機関や薬局等による十分な説明や行政の広報等によって、ジェネリック医薬品を使用することに対する抵抗感をやわらげ、まず一度使用してみるという土壌づくりが非常に重要であると考えられる。

(2) 病院向けアンケート調査結果

平成 30 年度に実施した病院向けのアンケートでは、県内 128 病院中 90 病院の回答を得ることができた。県内では 90%以上の病院が「2020 年 9 月までに後発医薬品の使用割合を 80%とする」という政府目標を把握していた(図 8)が、「目標を達成している」又は「目標を達成できると思う」と回答した病院は 65%にとどまっており、「目標を達成できないと思う」と回答した病院が 30%を超えた。(図 9)

【図 8】

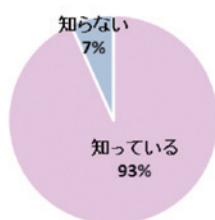
問 1. 経済財政運営と改革の基本方針 2017

(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)において、

「2020 年(令和 2 年)9 月までに、

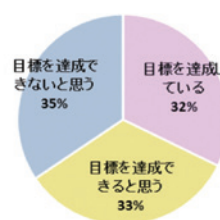
後発医薬品の使用割合を 80%とする」

という新たな政府目標が設定されましたが、このことをご存知ですか。



【図 9】

問 2. 貴院において、目標を達成できると思いますか。

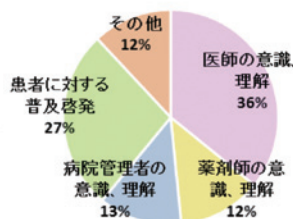


理由として多く挙げられていたのが、「適応症が異なるジェネリック医薬品がある」、「院内での意思統一が難しい」、「安定供給に不安がある」等であった。(図 10) また、多くの病院が、ジェネリック医薬品を普及・促進するためには、「医師の意識、理解」や、「患者に対する普及啓発」を改善すればよいと回答していた。(図 11)

【図 10】

問 3. 【問 2 で「目標を達成できないと思う」と回答した医療機関】

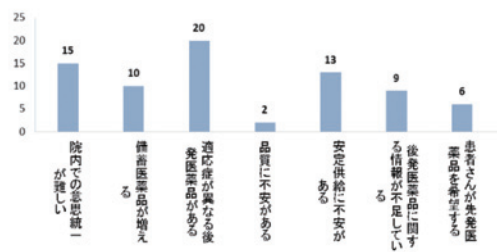
目標を達成できないと思う理由は何ですか。



【図 11】

問 4. 貴院で後発医薬品を普及、促進するために

何を改善すればよいと考えますか。





5. 今後の取り組み

福島県では今年度、「後発医薬品採用品目リスト」を作成する予定である。「後発医薬品採用品目リスト」では、各地域において中核的な役割を果たしている 20 病院を対象に調査を行い、地域ごとに品目を公表することで、地域の特色を活かしながらジェネリック医薬品の使用割合を底上げすることを目的としている。地域ごとのリストを公表することによって、病院や診療所の規模等にかかわらず、使用するジェネリック医薬品の見える化が図られるとともに、薬局において使用頻度の低い医薬品の過剰在庫を減らすなどの効果が見込まれる。

また、県内新聞社や市町村広報誌、フリーペーパー等にジェネリック医薬品に関する案内を掲載し、県民への啓発を行っている。アンケート結果にも示されたように、ジェネリック医薬品の使用割合の向上には県民への周知・啓発が必要不可欠であるため、今後もジェネリック医薬品の品質や安全性等について引き続き分かりやすい広報活動等を行い、県民がジェネリック医薬品を安心して使用できるよう努めていきたい。